

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 27 年 6 月 10 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 タウン 4 0 3

所在地 新潟市秋葉区程島 1882 外

設置者 株式会社マックス開発

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の小売業を行う者の氏名又は名称

変更前：宮崎 克己

変更後：株式会社ベーカリーキッチン

(2) 大規模小売店舗の小売業を行う者の法人にあつては代表者の氏名

変更前：なし

変更後：代表取締役 宮崎 浩一

(3) 大規模小売店舗の小売業を行う者の住所

変更前：五泉市東本町 1 丁目 2-25

変更後：五泉市南本町 2 丁目 2-8

3 変更年月日

平成 26 年 8 月 1 日

4 変更の理由

小売業者が変更となったため

5 届出年月日

平成 27 年 5 月 29 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市秋葉区役所産業振興課

7 縦覧期間

平成 27 年 6 月 10 日から平成 27 年 10 月 10 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp